

薩摩川内市ふるさと景観計画

変更

- 本市の基本的な景観形成方針等については現行計画を踏襲するものとし、今回は計画の期間の見直しと、第2次薩摩川内市総合計画の策定に伴う見直し及び長目の浜準景観地区指定に伴う追加、修正等を行うものです。
- 変更・追加部分を赤字と赤色の下線で示しています。

平成27年3月
薩摩川内市

見直し 1 計画の期間の見直し

2. 計画の期間

本計画の期間は、第2次薩摩川内市総合計画の前期基本計画である平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、その後の社会的な情勢の変化等により、必要に応じて計画を見直すこととします。

図表 2 景観計画の期間

年 度		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
第2次薩摩川内市 総合計画	基本構想	10年間										
	基本計画	前期5年間					後期5年間					
薩摩川内市ふるさと景観計画		5年間										

※現行計画書 2 ページ

見直し 2 第2次薩摩川内市総合計画の策定に伴う見直し

1. 計画策定の目的

平成17年6月1日、我が国の都市や農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を目的に景観法が施行されました。

この法律の目的は、平成16年10月に誕生した本市でも重要なことであり、都市アメニティ豊かな生活空間の構築に資するのみならず、本市が内外に誇ることのできる新たな観光資源等として活用することも可能であると考えられることから、本市の持つ景観資源を市民共通の財産として保全・活用し次世代へ引き継ぐことが求められています。

そこで、第2次薩摩川内市総合計画（以下「総合計画」という。）に基づき、本市の景観形成に係る施策を総合的に講ずるため、「薩摩川内市ふるさと景観計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、総合計画と本計画及び関連施策等との関係は以下のとおりです。

図表 1 総合計画等関連施策との関係 （一部省略）

第2次薩摩川内市総合計画

※現行計画書 1 ページ

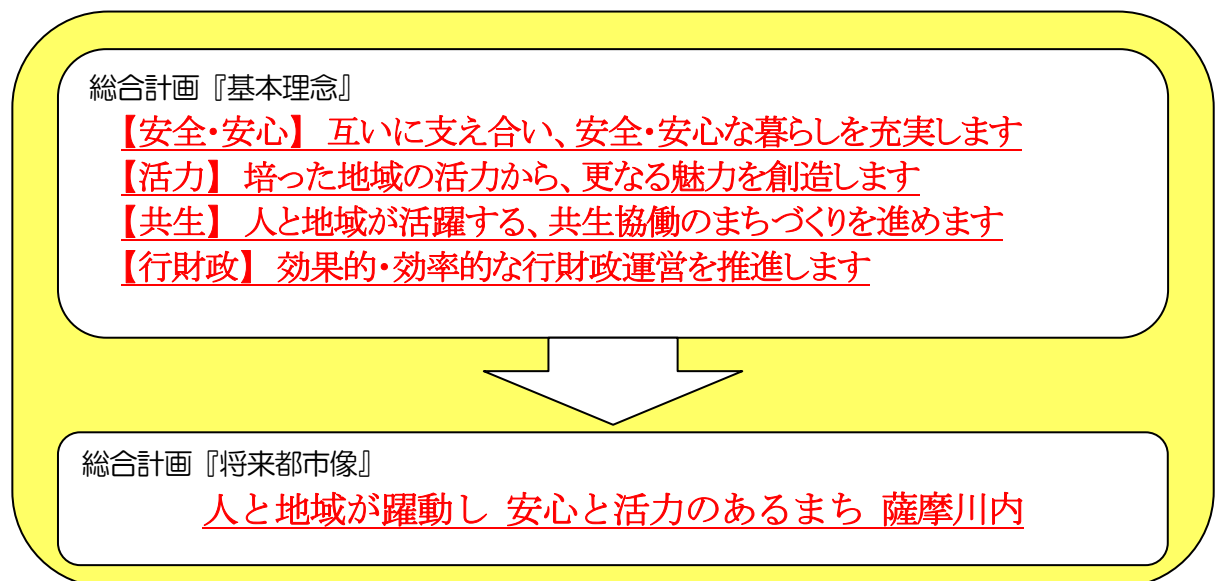
(3) 総合計画における「まちづくり」の将来像

総合計画におけるまちづくりの基本理念は、「安心・安全」「活力」「共生」「行財政」です。持続可能なまちづくりにおいて、地域の「安心・安全」が守られ、地域に「活力」がみなぎり、多様な主体の参画＝「共生」のもと、安定した「行財政」が運営され、それらが相互に連携しあいながら効果的に機能する好循環の仕組みを構築していくというものです。

基本理念を踏まえ、本市の将来都市像を「人と地域が躍動し 安心と活力のあるまち 薩摩川内」と設定しています。

また、まちづくりの基本理念に基づく将来都市像の実現に向けて、6つの政策の基本方針を定め、施策の方向性を示しています。そこで本市の景観形成は、総合計画の将来像の実現を目指して取り組む必要があります。

図表6 総合計画の基本理念及び将来都市像



図表7 総合計画の政策展開の基本方針

- 1 健やかに生き生きと暮らせるまちづくり【健康・福祉】
- 2 快適で魅力的な住み続けたいまちづくり【生活環境】
- 3 地域の豊かな個性で活力を生み出すまちづくり【産業振興】
- 4 安全性と利便性の質を高めるまちづくり【社会基盤】
- 5 次世代を担う人と文化を育むまちづくり【教育文化】
- 6 市民みんなで考え、行動するまちづくり【地域経営】

※現行計画書8ページ

見直し3 長目の浜準景観地区指定に伴う見直し

4. 海洋文化ゾーンの景観形成方針

(1) 対象区域と景観特性

海洋文化ゾーンは、川内地区の東シナ海沿岸地域及び甑島地域を対象区域とします。この区域は、東シナ海を中心とした海洋性固有の景観が形成されており、海岸沿いでは昔からの白砂青松の風景が見られます。

特に甑島地域には、山腹の傾斜地から麓にかけて、畑や水田が広がるとともに、海辺には切り立った断崖や複雑な海岸線などの自然景観が数多く残されています。

(2) 景観形成の目標と方針

海洋文化ゾーンの景観形成目標を「**海辺の生活と海とのかかわりが感じられる海洋景観の形成**」とし、方針は次のとおりとします。

- 自然が作り出した変化に富んだ海岸線及び常緑の森林等の自然景観を保全する。
- 海岸周辺に面して植樹をするなど、緑に配慮した海岸景観を形成する。
- 中低層を主体とした緑豊かな潤いのある住宅地景観を形成する。

(3) 準景観地区

①地区の指定

長目の浜周辺地区は、良好な景観を保全し未来へ引き継いでいくため景観法第74条の規定に基づき、平成25年7月1日に「長目の浜準景観地区」として指定しました。地区の陸側の範囲は、3つの視点場（田之尻展望所・渡り口・長目の浜展望所）から見る事ができる山の稜線とします。

なお、長目の浜は、礫洲という特異な地形であり植生の観点から、学術的な価値が認められ、平成27年3月10日に「甑島長目の浜及び潟湖群の植物群落」として国の天然記念物に指定されたほか、平成27年3月16日には長目の浜準景観地区を含めた範囲が、「甑島国定公園」として指定されています。

②長目の浜準景観地区の景観形成方針

長目の浜は、上甑島の北部に位置し、鋤崎池、貝池、なまこ池からなる全長約4キロメートル、幅約50メートルの美しい海岸線であり、田之尻展望所及び鋤崎展望所からは全景を一望できる景観となっています。この景観はその背後にある山並みと一体となり、風光明媚な自然豊かな景観を造りだしています。

長目の浜準景観地区は本市の代表的な景観資産のひとつでもあることから、地域住民だけでなく、市民、事業者など全ての人が一体となって、この地区の景観を保全し未来へ引き継いでいくことが必要であり、自然公園制度と連動しながら、現在の自然景観の保全・活用を図ります。

景観形成方針→悠久の歴史で造られた 壮大で繊細な長目の浜を ^{とこしえ} 永久の未来につなぐ

基本目標

1. 主役の景観を守る
2. 美しい沿道景観を守り、育む
3. 地域の誇りである眺望景観を保つ

図表14 長目の浜準景観地区指定範囲



※現行計画書16ページ

＜追加＞

※現行計画書16ページの次にすべて追加

③認定及び許可を要する行為

指定地区内での建築物の建築など、工作物の建設および一定規模以上の開発行為などについては、薩摩川内市準景観地区条例に規定する認定または許可が必要となります。

図表14-1 景観形成基準

建築物に関する形態意匠等の制限及び高さの最高限度		
建築物の形態意匠の制限	色彩（外壁）	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺になじむ色相とし、明度6以下、彩度2以下とすること。 ● アクセントとして上記以外の明度、彩度の色を組み合わせる場合は、その面の面積の10分の1以内とすること。 ● 木材、自然石などの自然素材（島内のものに限る。）による場合はこの限りではない。
	色彩（屋根）	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺になじむ色相とし、明度3以下、彩度6以下とすること。
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ● 空調、配線等に必要な建築設備は、公共空間から見えないよう遮蔽等の措置を施すこと。 ● やむを得ず、露出する場合は、建築物の外壁と同色の塗装を施し、目立たないように配慮すること。
高さの最高限度	主屋	<ul style="list-style-type: none"> ● 地盤面から最上部までの高さを13メートル以下とすること。
	附属施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 主屋の軒の高さ以下とすること。
建築物に附属する垣、柵、塀等の意匠		<ul style="list-style-type: none"> ● 道路に面する垣、柵、塀等は、周辺の自然風景と不調和とならないように、自然素材（石、木、植物等）を使用すること。 ● 上記以外の素材を使用する場合は、自然素材風の修景又は壁面緑化等の緑化措置を施すこと。

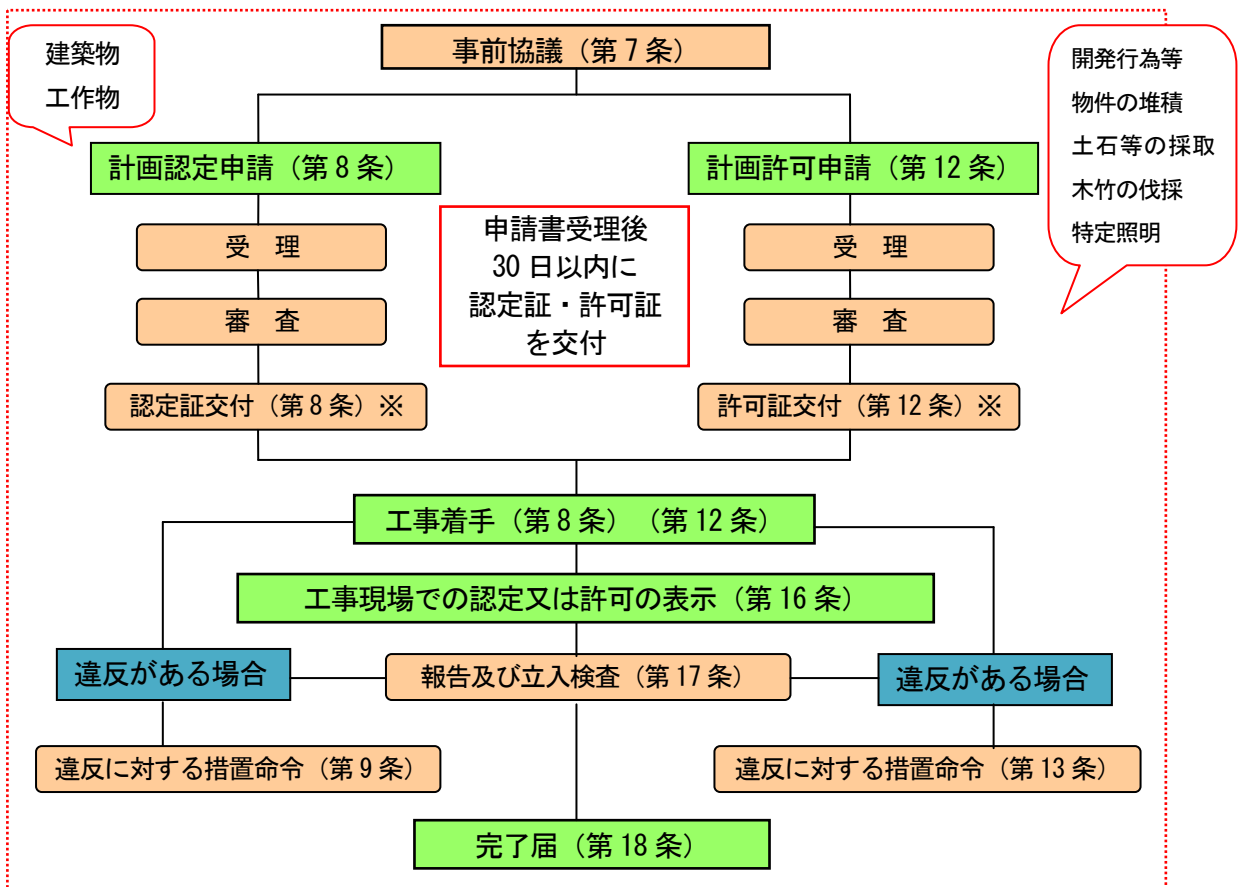
工作物に関する形態意匠等の制限及び高さの最高限度	
鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他これらに類する柱	<ul style="list-style-type: none"> ● 背景となる自然風景又は周辺の状況を阻害するような派手ではっきりとした色は使用しないこととし、彩度は2以下とすること。 ● 周辺に設置してある同種のものと同間隔又は等しい高さになるようにし、全体としての連続性や統一性を確保すること。 ● 送電又は通信の用に供する目的で設置する柱については、連続性や統一性を確保すること。
物見塔その他これらに類する塔	<ul style="list-style-type: none"> ● 背景となる自然風景又は周辺の状況を阻害するような派手ではっきりとした意匠及び色は使用しないこととし、彩度は2以下とすること。 ● 高さは5メートル以下とすること。
高架水槽、サイロ又は飼料、セメントその他これらに類する物を貯蔵若しくは製造する施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 背景となる自然風景又は周辺の状況を阻害するような派手ではっきりとした意匠及び色は使用しないこととし、彩度は2以下とすること。
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ● 壁面の表面は石貼りなど、自然素材風の修景を施したものとすること。 ● 高さは2メートル以下とすること。
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ● 外装部の地色（文字以外の部分をいう。）は、色相YまたはYRの彩度2以下とし、囲い等の目隠しを付けること。光量はできるだけ抑え、夜間の良好な環境に配慮すること。

<p><u>垣、柵及び塀</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>背景となる自然風景又は周辺の状況を阻害するような派手ではっきりとした色は使用しないこととし、ブロック塀又はコンクリート塀を使用する場合は、色相Y又はYRの彩度2以下とすること。ただし、石貼り等の自然素材風の修景及び塀全体を地被性植物等での緑化を行った場合は、塗装は要しない。</u> ● <u>高さは1. 2メートル以下とすること。</u>
<p><u>記念塔、彫像その他これらに類するもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>周辺の状況と調和し、違和感が生じないような意匠及び色とすること。</u> ● <u>彫像等を載せる台座は、むき出しのコンクリートにせず、木製、石積みや石貼り等の自然素材又は同等の外観を持つような修景措置を施すこと。</u> ● <u>高さは2. 1メートル以下とすること。</u>

<p style="text-align: center;">開発行為の制限</p>	
<p><u>法第16条第1項第3号に規定する開発行為で、水平投影面積が500平方メートル以上のもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>切土及び盛土によって生じる法の高さの最高限度は2メートル以下とすること。</u> ● <u>法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境との調和に配慮すること。</u> ● <u>擁壁素材、表面処理の工夫、緑化等により、周辺の自然環境との調和に配慮すること。</u>
<p><u>土地の造成その他一団の土地の形質の変更で、当該行為に係る部分の水平投影面積が500平方メートル以上のもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>切土及び盛土によって生じる法の高さの最高限度は2メートル以下とすること。</u> ● <u>法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境との調和に配慮すること。</u> ● <u>擁壁素材、表面処理の工夫、緑化等により、周辺の自然環境との調和に配慮すること。</u> ● <u>木竹の伐採はできる限り避け、行為の範囲は必要最小限とすること。</u> ● <u>敷地内にある良好な樹木、池等の自然要素をできる限り保全すること。</u>
<p><u>屋外における次に掲げる物件の堆積で、当該行為に係る土地の水平投影面積が500平方メートル以上のもの</u></p>	<p>(1) コンテナなど貨物等の積載又は運搬の用に供する資材 (2) プレハブ、鉄筋その他の建築用資材 (3) 土砂、砂利、堆肥等の土、砂、石の類で、特定の施設や容器に収納されずに屋外に野積みされるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>物件の高さは10メートル以下とし、通路その他の公共の場所から5メートル以上離れた一番奥の目立たない場所へ堆積すること。</u> ● <u>道路その他公共の場所から容易に望見できないよう、樹木、垣根その他のものにより適切に遮蔽すること。</u>
<p><u>土石若しくは砂類の採取又は鉱物の掘採で、当該行為に係る土地の水平投影面積が300平方メートル以上のもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>採取又は掘採を行う面積を最小限にとどめ、当該行為の際の樹木の伐採については、不必要な伐採を避けること。</u> ● <u>行為中は、行為地の状況が道路その他公共の場所から容易に望見できないよう、適切な方法により遮蔽されていること。</u> ● <u>行為後は、土地の状況を原状に復旧すること。</u>

<p>木竹の伐採において、当該行為に係る土地の水平投影面積が500平方メートル以上のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>道路など公共の場から見える場所の伐採はできる限り避け、やむを得ず伐採した場合は、これに代わる植栽を行うこと。</u> ● <u>大規模な木竹の伐採はできる限り避け、伐採の位置は遠方からの望見に配慮するなど、公共の場からできる限り見えない場所とすること。やむを得ず見える場合は、その範囲を必要最小限とすること。</u> ● <u>伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮すること。</u> ● <u>地域を特色づけている樹木、生け垣等は伐採しないこと。やむを得ず伐採しなければならない場合は、移植などの措置を施すこと。</u>
<p>夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>照明設備は、地上5メートル以下の場所に設置し、公共の場所に照射しないこと。</u> ● <u>ネオン、イルミネーション又は回転灯、サーチライトその他これらに類するもので光の量が多く、動きのあるものは使用しないこと。</u>

図表14-2 計画認定申請又は計画許可申請の手順



※認定証又は許可証の交付があるまでは、工事に着手することはできません。

■参考2 景観形成ゾーンと景観啓発地区・準景観地区一覧

※現行計画書18ページ

図表15 景観形成ゾーンの設定

ゾーン	項目	内容
①都市文化ゾーン	対象区域	● 川内地区の中心市街地周辺の都市計画用途地域
	ゾーンの位置づけ	● 川内駅や国道3号など幹線道路があり、本市の都市機能を有している区域
	区域の概況	● 国道3号などの幹線を中心に市街地が形成され、その背後に住宅が密集している。 ● 商業・教育・文化・医療・行政等の都市的機能が集積されている。 ● 市の中心部に雄大な川内川が流れるなどの自然景観も兼ね備えている。
	景観形成の目標	うるおいと活力に満ちた、風格のある市街地景観の形成
②田園文化ゾーン	対象区域	● 樋脇、入来、東郷、祁答院及び川内の田園区域
	ゾーンの位置づけ	● 農林業が活発で、美しい農山景観が形成されている区域
	区域の概況	● 里地里山などの田園景観や自然公園、歴史的価値を有している伝統的な集落等が集積している区域 ● 美しい棚田などが広がり、ふるさとの景観が見受けられる。
	景観形成の目標	水と緑に抱かれた、美しく趣のある田園景観の形成
	景観啓発地区	【景観啓発地区】入来麓周辺地区、藺牟田池周辺地区
③海洋文化ゾーン	対象区域	● 川内地区の東シナ海沿岸地域及び甌島区域
	ゾーンの位置づけ	● 本土地域と甌島地域の間に広がる、東シナ海を中心とした海洋性固有の景観が形成されている区域
	区域の概況	● 海岸沿いに昔からある、白砂青松の風景が広がっている。また、切り立った断崖や複雑な海岸線などの自然景観が数多く残されている。
	景観形成の目標	海辺の生活と海とのかかわりが感じられる海洋景観の形成
	<u>準景観地区</u>	【 <u>準景観地区</u> 】長目の浜 <u>準景観地区</u>

図表16 景観啓発地区・準景観地区の形成方針

地区名	項目	内容
①入来麓周辺地区 入来町 浦之名	対象地域	● 入来麓伝統的建造物群保存地区とその周辺
	景観形成方針	● 観光・学習の場として活かせる歴史的風致を保全・活用する。
	期待する効果	● 歴史的に貴重な景観を財産として保全し、後世へ残すことを目指す。
②藺牟田池周辺地区 祁答院町 藺牟田	対象地域	● 藺牟田池外輪山の内側（県立自然公園条例指定地：特別第2種特別地域）
	景観形成方針	● 観光・学習の場として活かせる自然景観を保全・活用する。
	期待する効果	● 自然と調和する色彩等による景観形成により、市民や観光客が再び訪れたくなる場所になることを目指す。
③長目の浜 <u>準景観地区</u> 里町里 <u>上甌町小島</u> <u>上甌町瀬上</u>	<u>地区範囲</u>	● <u>3つの視点場（田之尻展望所・渡り口・長目の浜展望所）から見ることができる山の稜線</u>
	景観形成方針	● <u>悠久の歴史で造られた 壮大で繊細な長目の浜を <small>とこしえ</small> 永久の未来につなぐ</u>
	<u>基本目標</u>	<u>1. 主役の景観を守る</u> <u>2. 美しい沿道景観を守り、育む</u> <u>3. 地域の誇りである眺望景観を保つ</u>

見直し4-1

＜景観重要資産等指定による追加＞

※現行計画書25ページの次にすべて追加

図表23 本市の景観重要資産と景観重要樹木

景観重要資産

(H27.3月現在)

番号	指定日	コミュニティ協議会名	名称	備考
第1号	H21.12.18	藤本地区コミュニティ協議会	藤本滝	
第2号	H21.12.18	倉野地区コミュニティ協議会	倉野磨崖仏	
第3号	H22.3.24	峰山地区コミュニティ協議会	江之口橋	
第4号	H22.3.24	峰山地区コミュニティ協議会	長崎堤防	
第5号	H22.10.1	南瀬地区コミュニティ協議会	南瀬のイチョウの木 (雄株・雌株)	景観重要樹木
第6号	H23.3.28	里地区コミュニティ協議会	里町武家屋敷跡の玉石垣	
第7号	H25.4.8	朝陽地区コミュニティ協議会	朝陽轟滝	
第8号	H25.4.8	育英地区コミュニティ協議会	憩いと歴史の中郷池	
第9号	H25.4.8	黒木地区コミュニティ協議会	木場の棚田	
第10号	H26.5.23	陽成地区コミュニティ協議会	一條神社と歴史の杜	

景観重要樹木

(H27.3月現在)

番号	指定日	コミュニティ協議会名	名称	備考
第1号	H23.3.28	南瀬地区コミュニティ協議会	南瀬の夫婦イチョウ(雄株)	
第2号	H23.3.28	南瀬地区コミュニティ協議会	南瀬の夫婦イチョウ(雌株)	

景観重要資産



藤本滝



倉野磨崖仏



江之口橋



長崎堤防



南瀬のイチョウの木



里町武家屋敷跡の玉石垣



朝陽轟滝



憩いと歴史の中郷池



木場の棚田



一條神社と歴史の杜

景観重要樹木



南瀬の夫婦イチョウ（雄株・雌株）

見直し4-2

景観法の一部改正による条項の修正

現計画書 該当ページ	現行 (H24. 4. 9 一部変更後)	修正後
P3 7行目	②良好な景観形成に関する方針 [景観法第8条第2項第2号]	②良好な景観形成に関する方針 [景観法第8条第3項]
P3 22行目	[景観法第8条第2項第3号]	[景観法第8条第2項第2号]
P3 20行目 23行目	[景観法第8条第2項第5号] [景観法第8条第2項第5号]	[景観法第8条第2項第4号] [景観法第8条第2項第4号]
P21 3行目	図表19 法第8条第3項第2号イに基づく建築物又は工作物に関する景観形成基準	図表19 法第8条第4項第2号イに基づく建築物又は工作物に関する景観形成基準
P21 33行目	図表20 法第8条第3項第2号ニに基づく建築物又は工作物に関する景観形成基準	図表20 法第8条第4項第2号ニに基づく建築物又は工作物に関する景観形成基準
P21 47行目	法第8条第3項第2号イ	法第8条第4項第2号イ
P21 48行目	法第8条第3項第2号ニ	法第8条第4項第2号ニ
P27 32行目	……といえます。そこで、川内川を景観法第8条第2項第5号ロに基づく「景観重要河川」に指定し……	……といえます。そこで、川内川を景観法第8条第2項第4号ロ及びびハに基づく「景観重要河川」に指定し……
P27 42行目	法第8条第2項第5号ロ	法第8条第2項第4号ロ
P28 20行目	……交差点間を景観法第8条第2項第5号ロ及びびハに基づく「景観重要道路」に指定し……	……交差点間を景観法第8条第2項第4号ロ及びびハに基づく「景観重要道路」に指定し……
P29 19行目	……そこで、昭和通りを景観法第8条第2項第5号ロ及びびハに基づく景観重要道路に指定し……	……そこで、昭和通りを景観法第8条第2項第4号ロ及びびハに基づく景観重要道路に指定し……
P30 16行目	……そこで、平成通りを景観法第8条第2項第5号ロ及びびハに基づく景観重要道路に指定し……	……そこで、平成通りを景観法第8条第2項第4号ロ及びびハに基づく景観重要道路に指定し……